

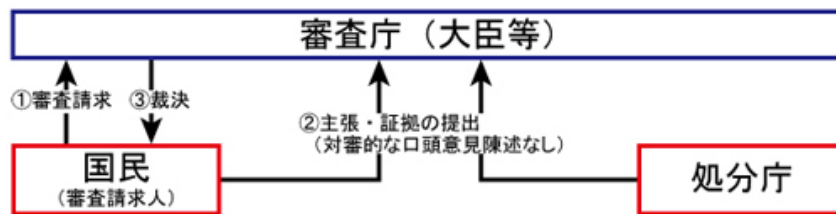
記入内容の確認



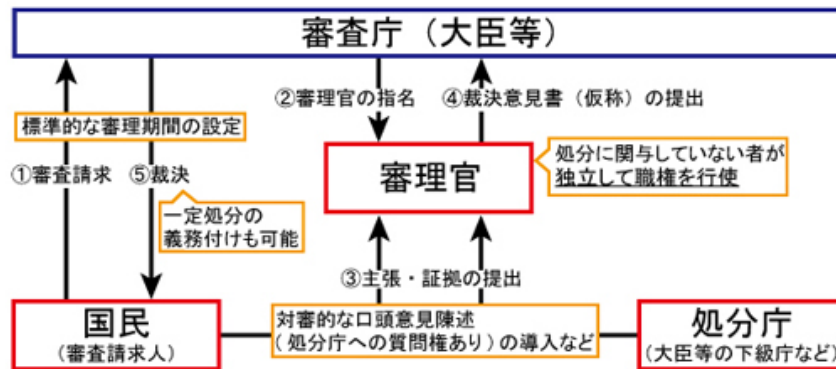
この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

「行政不服審査法の改正の方向性」では、公正さにも配慮しつつ、簡易迅速な手続の下で柔軟かつ実効性のある権利利益の救済を実現するために、審理官による審理を中心とした、以下のような手続の流れを創設することを提案しています。

現行の行政不服審査法上の審理手続の流れ



「行政不服審査法の改正の方向性」による審理手続の流れ



「行政不服審査法の改正の方向性」についてご意見をお寄せください

1. 行政不服審査法の目的の改正について

現行の行政不服審査法は、「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」を目的としています。

(1) - 1  
行政不服審査法の目的として重視すべきであると考える項目を選択して下さい(複数選)

簡易迅速性 (裁判と比較して、手間や手数料がかからず、申し立ててから結論が出るまでにかかる期間が短いことなど)、公正性 (争われている処分などを行った機関(処分庁)から独立性の高い中立的な機関による判断がなされることなど)、柔軟性 (多様な判決による紛争解決手段が用意されることなど)、実効性 (違法な処分だけでなく不当な処分も救済対象とすること、判決による救済率の

**択可**  
\*必須 向上を含め、真に不服申立人の救済に役立つことなど、行政の適正運営の確保（私人の権利利益の救済だけではなく、行政の適正な運営も目的としていること）

(1) - 2  
**行政不服審査法の目的として最も重視すべきであると考えられる項目を選んでください**  
\*必須

公正性

**上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)**

すべての項目が重要であり、中でも特に簡易迅速性と公正性が重要であると考え、一つ選ぶとすれば公正性である。

## 2. 不服申立人適格に関する改正について

現行の行政不服審査法上、不服申立てができる者(不服申立人適格を有する者)とは、「**行政庁の処分・に不服がある者**」とされており、従来、この不服申立人適格を有する者は裁判(処分の取消しの訴え等)を提起できる者(原告適格を有する者)と同一に扱われてきました。

原告適格について、平成16年に改正された行政事件訴訟法では、「**法律上の利益を有する者**」とした上で、広範な判断要素を列挙することでその範囲を実質的に拡大しています。

(2)  
**不服申立人適格の範囲について適正と思うものを選択してください**  
\*必須

不服申立人適格の範囲は、行政不服審査法において、行政の適正運営の確保も目的としていること、違法性だけではなく不当性も主張できることを踏まえ、行政事件訴訟法の原告適格よりも広く改正すべきである

**上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)**

不服申立適格の範囲は、行政不服審査法の趣旨に則り広くするべきであり、不当性も主張できることを考えれば、行政事件訴訟法の原告適格よりも広くすることが当然である。

## 3. 新しい審査請求制度の創設について

### 3-1. 「不服申立ての原則一元化」についてお伺いします

現行の異議申立ては、処分庁に対して行うという手続の構造上、手続保障が不十分になっているとの指摘があります。他方、処分内容をよく理解している処分庁が自ら判断した方が適切で迅速な判断がされるということも考えられます。

(3)  
**審理官の制度の導入に伴い現行の異議申立てを廃止し、審査請求手続に原則として一元化することについてどう思いますか**  
\*必須

一元化すべきである

**上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)**

国税通則法においては、青色申告に係る更正処分に不服が有る場合等以外は、原則として異議申立て前置主義が採用されている。しかし、この前置主義は、元々不服申立てに期待していない国民に対しては過度な負担を強いているといえる。よって、審査請求手続に原則として一元化すべきである。ただし、より簡易迅速な方法による救済を求める国民に対しては、略式裁判(仮称)の適用を選択できるようにすることも検討すべきである。

### 3-2. 「審理官制度の導入」についてお伺いします

(4)  
**審査請求の手続において、処分に關与しておらず、独立して職権を行使する審理官の制度を導入することが、必要だと思いますか**  
\*必須

はい

上記を選択した理由  
やご意見をご記入ください(フリーワード)

国民に信頼された、より公正な審査を行うためにも、審理官制度を導入すべきである。

(5) - 1  
審査請求の審理手続  
を行う「審理官」という  
制度を新たに設ける  
際に、重視すべきとお  
考えの項目を選択して  
下さい(複数選択可)  
※必須

審理官は、行政に関する知識・経験が役立つはずだ、審理官は、市民感覚・民間経験が役立つはずだ、審理官の独立性を確保するため、職権行使の独立性(上司の指示などに拘束されず、法令と自己の良心に従い判断できること)や、身分保障に関する規定を置くべき、審理官が事案に応じて適切かつ迅速に審理手続を行いうる体制を整備すべき

(5) - 2  
「審理官」という制度を  
新たに設ける際に、最  
も重視すべき項目を  
選択して下さい  
※必須

職権行使の独立性や身分保障に関する規定を置くべき

上記を選択した理由  
やご意見をご記入ください(フリーワード)

そもそも、審理官制度を設けるならば審査庁内部に置くべきではなく、独立した機関を設けるべきである。なお、審理官という職を考えれば、すべての項目を重視すべきであり、特にその市民感覚・民間経験と職権行使の独立性・身分保障が重要であるが、なかでもあえて一つ選べば職権行使の独立性と身分保障である。そのためにも、審理官は独立した機関に所属し、審理官としての職を辞した後には行政庁に戻るようなことが無いようにすべきである。また、非常勤の立場による審理官の登用も検討すべきであり、税務行政においては、その複雑性からも税理士、弁護士、学者等を積極的に登用すべきである。

### 3-3.「審査請求人の補助体制の整備」についてお伺いします

(6)  
審査請求は裁判よりも  
簡易な手続とはいえ、  
審査請求人が手続を  
自分の手で進めること  
ができるよう、審査庁  
が積極的に手続に関  
する相談に応じたり、  
技術的な助言を行うス  
タッフ等の体制を整え  
ることが必要だと思  
いますか  
※必須

はい

上記を選択した理由  
やご意見をご記入ください(フリーワード)

国民の権利確保や簡易迅速性からも、請求人が手続きを速やかに進めることができるように体制を整えることは必要である。

## 4. 審査請求の手続に関する改正について

### 4-1.「審理官による審理手続」についてお伺いします

(7)  
冒頭に記載した図をご  
覧いただき、審理官  
による審理手続につ  
いて、ご意見をご記入  
ください(フリーワード)

上記(5) - 2にも記載したが、審理官制度を設けるならば審査庁内部に置くべきではなく、独立した機関を設けるべきである。そして、審理官は独立した機関に所属し、審理官としての職を辞した後には行政庁に戻るようなことが無いようにすべきである。質問権など対審的構造の導入については賛成である。審理官に対し原処分庁から提出された書類その他の物件については、審査請求人による閲覧および謄写を認めるべきである。

4-2.「**裁決**」についてお伺いします

(現行)

現行法上、審査請求を認容する場合の裁決とは、具体的には概ね、

処分についての審査請求の場合はその処分を取り消すこと  
 不作為についての審査請求の場合はなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、その旨を宣言すること

を内容としています。この場合、処分庁には、裁決の趣旨に従った措置を取る等の義務が生じることになります。

(改正の方向性)

改正の方向性においては、これらの措置から更に踏み込んで、申請を拒否する処分について、審査庁が処分庁に対し一定の処分を義務付けることができることなどとしています。

(いわゆる申請型の義務付け裁決です。たとえば、申請に対する不許可処分の取消しにとどまらず、許可処分を命じてしまうことが考えられます。)

さらに、申請がされていない場合の上記のような義務付け(いわゆる非申請型の義務付け)や処分の事前差止めについても、検討することとされています。

(8)

以上について、あなたの考えに最も近いものを選択してください  
 ※必須

現行法に加え、申請型の義務付け裁決、非申請型の義務付け裁決、差止め裁決を創設する

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

国民の権利利益の救済を、より広く確保するためにも申請型義務付け裁決、非申請型義務付け裁決、差止め裁決を創設すべきである

4-3.「**標準審理期間の創設**」についてお伺いします

現行の行政不服審査法上、審査請求がされてから裁決が出るまでの期間について、特に定めはありません。

行政不服審査法の改正の方向性では、審査請求が審査庁に届いてから裁決を出すまでに通常要する期間(標準審理期間)を定めるように努め、これを公にすることとしています。

(9)

標準審理期間について、以上のような改正は必要だと思いますか  
 ※必須

はい

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

標準審理期間の定めがないことにより、裁決までの簡易迅速性が損なわれているとともに、審査請求人に過度な心理的負担が生じている。よって標準審理期間の定めは必要である。なお、国税通則法には、異議申立て(国税庁長官に対してされたものに限る。)又は審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても決定又は裁決がないとき等一定の場合には取消しを求める訴えを提起することができることとされているが、上記と同様の理由により標準審理期間の定めは必要であると考えられる。

4-4.「**審査請求期間の延長**」についてお伺いします

(10)

処分があったことを知った日の次の日から審査請求ができる期間として、適当と思うものを一つ選択してください  
 ※必須

処分の取消しの訴えの出訴期間と同じ6か月

上記を選択した理由やご意見をご記入ください(フリーワード)

広く国民の権利利益の救済の機会を確保するためにも、行政事件訴訟法の出訴期間の6か月と合わせる事が相当と考える。

## 5. その他

### 5-1. 「地方公共団体の行政不服審査」についてお伺いします

地方公共団体の規模は様々であり、また、不服申立ての実績も、一様ではありません。行政不服審査法の改正の方向性においては、体制整備に関連する審理官制度の導入や審査請求人の補助体制の整備を行うこととしています。

(11)

上記について、地方公共団体においては、審理官制度の導入及び審査請求人の補助体制の整備について、条例に基づき任意に選択できるものとするか  
が必要だと思いますか

※必須

はい

上記を選択した理由  
やご意見をご記入ください(フリーワード)

地方公共団体においては、その規模や不服申立ての実績も一様でなく、体制整備が困難なことも予測されるので、条例に基づき一定の基準以下の地方公共団体において任意とすることが可能であるように規定すべきであると考えます。ただし、制度が設けられなかった地方公共団体の住民においても当然に制度の適用を受けられるようにすべきである。

### 5-2. 「代理人制度の検討」についてお伺いします

(12)

業として行うことが可能な不服申立ての代理人の範囲について、さらに拡大することが必要だと思いますか

※必須

いいえ

上記を選択した理由  
やご意見をご記入ください(フリーワード)

税務行政の分野における不服申立てに関していえば、国民の安全性の確保から、代理人は現行制度のとおり、税理士に限るべきである。

(13)

その他、行政不服審査法の改正の方向性全般についてのご意見・ご提案等を記載してください(フリーワード)

国税に関する不服申立てについては、国税通則法により原則として異議申立て前置主義が採用されているが、この前置主義は改正し審査請求に一元化すべきである。ただし、より簡易迅速な方法による救済を求める国民に対しては、略式裁判(仮称)等の適用を選択できるようにすることも検討すべきである。また、国民の負担を減らす観点から、審査請求と訴訟提起をすべての事案において選択性にすべきである。なお、今回の行政不服審査法の改正の方向性においては、国税に関する審査請求の裁判機関である国税不服審判所との関係が判りづらくなっているが、現在の国税不服審判所に関していえば、国税庁から独立した機関とすることを第一に改革すべきである。

※ご意見が書ききれない場合や添付資料等をメールにて送付希望の方は「別途メール送付希望」の旨ご記入ください。

※当室より「登録者情報」に記入いただいたメールアドレス宛にご連絡いたしますので、返信にて、ご意見や添付資料をご送信ください。

※メールにてお寄せいただいたご意見につきましては、行政救済制度検討チーム参加者に配布し、検討の参考に資することといたします。

## 6. ご連絡先等

メールアドレス(フリーメールアドレス可)

※必須

zensei@khaki.plala.or.jp

お名前

全国青年税理士連盟

性別

年齢層

◀◀ 修正

▶▶ 以上の内容で送信する

[ページの先頭へ](#)

Copyright © 2006 Cabinet Office, Government of Japan. All Rights Reserved.